

## 就労継続支援事業所 topa-s 運営規程（指定就労継続支援B型）

### （事業の目的）

第1条 株式会社青い鳥が設置する就労継続支援事業所 topa-s（以下「事業所」という。）において実施する指定就労継続支援B型に係る障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員、運営及び管理に関する事項を定め、利用者に対して適切な指定就労継続支援B型に係るサービスの提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）（以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成25年厚生労働省令第4号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 就労継続支援事業所 topa-s
- 2 所在地 愛媛県新居浜市久保田町3丁目9番27号

### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤兼務）  
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
- 2 サービス管理責任者 1人（常勤兼務）  
サービス管理責任者は、利用申込に係る調整、個別支援計画の作成に関する業務、他の従業者への技術指導や必要な支援等を行う。
- 3 職業指導員 4人（常勤兼務1人/非常勤兼務3人）  
職業指導員は、生産活動の指導等就労継続支援のための必要な支援を行う。
- 4 生活支援員 2人（常勤専従1人/非常勤兼務1人）  
生活支援員は、利用者の日常生活において必要な支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から金曜日と一部土曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日、10月16日から10月18日までの間を除く。

2 営業時間及びサービス提供時間

営業時間は午前8時から午後5時までとする。サービス提供時間は午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、20人とする。

(指定就労継続支援B型の内容)

第7条 指定就労継続支援B型の内容は次のとおりとする。

- 1 就労の機会や生産活動の機会の提供
- 2 上記を通じて知識・能力が高まった者についての一般就労への移行に向けた支援
- 3 日常生活上の助言や相談、支援
- 4 創作的活動
- 5 施設外就労・施設外支援による就労に係る知識・能力の向上訓練

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から、法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次に定める費用は、利用者から支払いを受けるものとする。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 創作活動又は生産活動に係る材料費
  - (3) 日用品費等その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適當と認められるものの実費
- 4 前項の費用については、あらかじめ利用者に対し、内容及び費用の額について説明し同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの支払いを受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施)

第9条 事業所が通常指定就労継続支援B型を提供する地域は、新居浜市、西条市とする。

(利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が、指定就労継続支援B型を受けるにあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使その他の、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。
- 2 利用者は、体調・健康状態に異常がある場合、その旨申し出るものとする。
- 3 利用者は、医師がサービス利用中に他の者に感染する疾病であると診断した場合には、サービスを利用することは出来ないものとする。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 事業所は、指定就労継続支援 B 型の提供中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報・連絡体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(主たる対象者の障害の種類)

第 13 条 事業所が指定就労継続支援 B 型を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

- 1 知的障害者
- 2 精神障害者

(虐待防止のための措置)

第 14 条 事業所は、虐待防止に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対する研修の実施、虐待防止に関する相談窓口の周知等虐待防止ための措置を講じるものとする。

(工賃の支払等)

第 15 条 事業所は、生産活動に係る事業収入から生産活動に係る必要経費を控除した額を、利用者に工賃として支給するものとする。

- 2 前項の規程により利用者に支給される 1 月あたりの工賃の平均額は、3000 円を下回らないものとする。
- 3 事業者は、利用者の工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(実習の実施)

第 16 条 事業所は、利用者の実習の受入先の確保に努めるものとする。

- 2 前項の実習受入先の確保にあたっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等関係機関と連携して行うよう努めるものとする。

(求職活動の支援等の実施)

第 17 条 事業所は、利用者が行う求職活動の支援に努めるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第 18 条 事業所は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 か月以上相談等の支援を行うよう努めるものとする。

(利益供与等の禁止)

第 19 条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しないものとする。

(苦情解決)

第 20 条 事業所は、提供した指定就労継続支援B型に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

3 提供した指定就労継続支援B型に関し、県又は市町（以下「県等」という。）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者等からの苦情に関して県等が行う調査に協力するとともに、県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 県等から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を県等に報告するものとする。

5 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(研修)

第 21 条 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

1 採用時研修 採用後 6 か月以内

2 継続研修 月 1 回

(秘密の保持)

第 22 条 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第 23 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から 5 年間保存するものとする。

(その他の事項)

第 24 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社青い鳥と事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

附 則

この規程は、 2019 年 12 月 1 日から施行する。